

平成19年3月23日

新川流域総合治水対策協議会事務局

愛知県建設部

河川課計画グループ

宮嶋・稲吉（内線2729・2730）

ダイヤルイン 052-954-6555

下水道課公共下水道グループ

古田・久保

新川流域では、

特定都市河川浸水被害対策法に基づく**流域水害対策計画(案)**、

及び河川法に基づく**河川整備計画(案)**を合意しました

～ 第23回新川流域総合治水対策協議会・委員会～

平成19年3月23日に**第23回新川流域総合治水対策協議会**(名古屋市始め10市6町及び国・県)が開催され、平成18年1月1日に新川流域に適用した特定都市河川浸水被害対策法(平成15年6月11日公布・平成16年5月15日施行)に基づく**流域水害対策計画(案)**の内容、及び河川法に基づく**河川整備計画(案)**の内容を合意しました。

今後、関係機関協議等を経て、「流域水害対策計画」については特定都市河川浸水被害対策法に基づき国土交通大臣へ同意申請、また、「河川整備計画」については河川法に基づき国土交通大臣へ認可申請、することになります。

第23回新川流域総合治水対策協議会・委員会の結果報告

平成19年3月23日に開催された新川流域総合治水対策協議会(名古屋市始め10市6町及び国・県)において、以下の項目を協議・確認し、了解した。

1. 特定都市河川浸水被害対策法に基づく流域水害対策計画(案)

及び河川法に基づく河川整備計画(案)について

平成18年1月1日に新川に適用した特定都市河川浸水被害対策法(平成15年6月11日公布・平成16年5月15日施行)に基づく流域水害対策計画(案)の内容、及び河川法に基づく河川整備計画(案)の内容を合意した。

今後、関係機関協議等を経て、「流域水害対策計画」については特定都市河川浸水被害対策法に基づき国土交通大臣へ同意申請、また、「河川整備計画」については河川法に基づき国土交通大臣へ認可申請、する。

【経過】

平成18年5月10日に開催された第22回新川流域総合治水対策協議会・委員会(名古屋市始め10市6町及び国・県)において、以下の項目を協議・確認し、今後とも、県と流域市町がより協力を連携して積極的に総合治水対策に取り組んでいくことで了解した。

・新川総合治水の計画である流域整備計画の見直しにあたり、平成18年1月1日に新川に適用した特定都市河川浸水被害対策法(平成15年6月11日公布・平成16年5月15日施行)に基づき、流域水害対策計画の策定及び保全調整池の指定を下記により行うことを合意した。

流域水害対策計画の策定は、今年度を目途として進めることとする。

保全調整池の指定は、今年度上半期を目途として進めることとする。

保全調整池の指定(特定都市河川浸水被害対策法第23条)

雨水を一時的に貯める調整池を防災調整池といい、これまでに流域内で設置された100m³以上の防災調整池を「保全調整池」として指定し、埋立等の行為について届出制とすることにより、保全を図る。

新川流域では、愛知県が平成19年3月9日に、春日井市が平成19年3月16日にそれぞれ告示により保全調整池の指定を行った。箇所数及び指定容量は下表のとおり。

保全調整池の指定(市町別まとめ)

市町名	指定数	指定容量(m ³)
春日井市	22	5,264
犬山市	12	6,518
江南市	2	1,968
小牧市	20	7,545
北名古屋市	5	1,303
大口町	5	1,962
扶桑町	12	7,758
合計	78	32,318

北名古屋市のうち、2箇所(746m³)は、春日町との市町境界に存在する。